

## 金融所得課税の一体化は進むのか ～平成4年度の税制改正要望（金融庁）より

9月下旬の自民党総裁選を契機に、富裕層などへの金融所得課税強化の議論が一時的に目立ったが、これは新型コロナ禍対策としての財政出動した財源の確保の為、大企業や富裕層への課税強化を行うべきとの政治的な議論を背景にしている。欧米においても同様の動きがあり、最近再び上昇している暗号資産取引においても暗号資産間の取引や保有に関する課税議論が起きている。

一方、本年8月末に公表された金融庁の令和4年度税制改正要望においては、金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）の為に次の項目を早期に実現することを挙げている。

- ・ヘッジニーズや価格・取引の透明性等を踏まえ、まずは、有価証券市場デリバティブ取引を損益通算の対象に追加すること
- ・デリバティブ取引を利用した租税回避行為を防止するため、有価証券市場デリバティブ取引については、時価評価課税を一律に適用すること
- ・幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、有価証券市場デリバティブ取引について、特定口座での損益通算を可能とすること

金融所得課税の一体化としての金融商品の損益通算範囲の拡大については、平成17年度から税制改正項目として金融庁の要望が続いているが、平成20年度税制改正では上場株式や株式投信の配当と譲渡所得の損益通算が可能となり、平成25年度税制改正では公社債等の利子と譲渡所得が損益通算範囲として拡大（実施は平成28年より）されていた。デリバティブ取引を損益通算に含める要望は、平成25年度以降も続いていたが、令和3年度税制改正大綱では次の様な方針が示されている。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。」（抜粋、下線部が前の年度から新たに追加された部分）

上記の方針を受けて、金融庁では本年5月に金融所得課税の一体化に関する研究会を設置し、デリバティブ取引を含めた金融所得課税の一体化および租税回避防止策としてのデリバティブ取引への時価評価課税の導入について論点を整理している。（7月7日公表）

この論点整理により、デリバティブの損益通算に関する金融庁の税制改正要望が行われ、損益通算対象は先ず取引・価格の透明性が高い市場デリバティブについて行うこと、そのための租税回避防止措置として有価証券市場デリバティブ取引に対して一律に時価評価課税を適用することなどが挙げられている。なお、個人投資家の利用が多い有価証券市場デリバティブとしては、大阪取引所の日経225やTOPIXなどの市場指数関連の先物・オプションなどがあるが、個人は個別株の有価証券オプションをあまり利用していない。FX取引では、取引所FX取引は市場デリバティブだが、個人の利用が多い店頭FXは今回要望の損益通算の対象とはならずCFD取引も含まれない。

市場デリバティブ取引の損益通算が認められれば、取りあえず金融取得課税の一体化を一歩進めることになるだろうが、個人のデリバティブ取引拡大の為に、店頭デリバティブ取引まで損益通算の対象が更に広がっていくことも望まれる。

### デリバティブを利用した租税回避行為の一例（ストラドル取引）

